

「伝統工芸品首都圏PR強化事業」受託事業者選定要領

1 趣旨

この要領は、「伝統工芸品首都圏PR強化事業」の業務委託に係る提案企画の審査及び受託事業者の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 選定機関

提案企画の審査及び受託事業者の選定は、「伝統工芸品首都圏PR強化事業」受託事業者選定委員会において行う。

3 評価対象項目および配点

評価対象項目および各項目の配点は下表のとおりとする。

評価対象項目	配点
1 実施体制・業務実績	
(1) 委託業務の実施体制 ○実施体制、実施スケジュール等の業務環境が、委託業務を安定的に遂行できるものとなっているか。	15点
(2) 同種業務の実績 ○集客を伴うイベントや伝統工芸品等の販売促進に関する事業の実績があり、具体的かつ分かりやすく示されているか。	20点
2 今回の委託業務について	
(1) 業務内容の理解度 ○業務の目的、意義、必要性及び内容について十分に理解しているか。	15点
(2) 提案内容の優良性 ○提案内容が具体性、妥当性、独創性、説得力、実現可能性を伴う優れたものであり、かつ、それを完了させようとする意欲が感じられるか。 ○県内伝統工芸品の魅力を十分にPRできる提案になっているか。 ○新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対策は万全か。	50点
合計	100点

4 評価方法

- (1) 委員会の各委員は、提出された企画書等及び説明内容を聴取し、「3 評価対象項目および配点」の項目ごとに、下表に基づいて評価・採点をする。
- (2) 評価を以下の項目により点数化した上で、全委員の点数を合算し総合得点を算出する。

基準	点数
特に優れている	配点×1.0
優れている	配点×0.8
普通	配点×0.6
やや不十分	配点×0.4
不十分	配点×0.2

5 選定

- (1) 企画提案書の内容について、委員会を構成する委員毎に「4 評価方法」の配点に基づき採点し、委員得点の合計が240点以上(※)であった者のうち、最も優れた提案を行った事業者を受託事業候補者とし、次に優れた提案を行った事業者を次点候補者として選定する。

※委員4名×(100点満点×0.6)＝240点

- (2) 上記(1)の結果、最高点が複数者あった場合は、委員会の協議により1者を受託事業候補者として選定し、次に優れた提案を行った事業者を次点の候補者として選定する。
- (3) 提案事業者が1者のみであった場合は、委員得点の合計が240点以上であることをもって、当該1者を受託事業候補者とする。
- (4) 県は、受託事業候補者から見積書を徴し、予定価格の範囲内である場合、当該事業者を契約の相手方と決定する。